

名古屋市障害者基本計画策定専門部会へ提出した意見書概要

## 分野別施策 年金・諸手当・経済的負担の軽減

1. 精神障害者を在宅障害者手当の対象とすること、及び、殆どどの県下市町村が実施している障害者手当の支給など、障害者間格差及び地域間格差の一掃を図ること次期計画に明記する必要があります。(15条)
2. 低所得の軽度の知的・精神障害者の医療費3割負担は重い。健康と命に関する問題である。医療費助成の適用対象にする文言を次期計画に盛り込む必要があります。(24条)
3. 低所得の単身生活者に対し、持ち家や賃貸を問わず、グループホームに準じた財政支援策が必要です。(24条)(※「第2章 第6住宅の確保」に記載)
4. 障害年金認定基準の見直し及び年金額の改定(改定案提出)など、制度上の問題点を根本的に見直し、適正化する措置を講じる必要があります。(15条)

## 分野別施策 教育

〈学校教育と教科書改訂に関する意見〉



1. 精神障害者は長い間、隔離の対象として精神科病院への長期入院を余儀なくされてきました。犯罪予備軍の如き報道の中で、社会の誤解・偏見が植え付けられてきました。
2. 小・中学校の教科書においても病気や障害に対する記述は殆どありません。
3. 学齢期における普及啓発は、精神疾患に対する誤解や偏見を除去し、前駆期段階での早期発見・早期治療に繋がります。また、正しい教育を受けた児童が大人になれば社会の誤解や偏見もなくなっていきます。
4. 特に統合失調症は、成長期に前駆期の症状が表れ、20才前後で発症するといわれています。病識の欠如が家族と当事者を混乱と不幸に陥れます。また、再発・重症化してからの受診は予後の回復を困難にしてしまいます。
5. 教員・父母への病気と障害に対する普及啓発は、いじめや不登校問題など学齢期(成長期)の児童のこころの揺れをいち早く察知し、将来の発症を未然に防止する上でも大切な問題です。
6. 精神の病気と障害に関する教科書の記述改訂及び学校現場での普及啓発の推進を次期計画に明記する必要があります。(16条4項)(※「第3章 3. 広報啓発」記述)

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」国会提出！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案については、平成 25 年 4 月 26 日に閣議決定し、国会に提出されました。